



## 飯伊消防技術大会 開催 根羽村消防団第一分団 練習の成果を発揮



- P 2-7 6月定例会 一般会計補正予算等 8議案について審議  
P 8 特定小型原動機付自転車ってなに?  
P 9 飯伊消防技術大会 他  
P 10 ごみの分別収集・ごみの減量化について 他  
P 11 介護保険について  
P 12 国民健康保険加入者様へのお知らせ 他  
P 13 全国一斉「こどもの人権相談」強化週間について 他  
P 14 農作業中の熱中症に注意!!  
P 15 My Forest ~マイフォレスト 私と森と~  
P 16 杉っ子だより

### [今月の表紙]

7月2日(日)に県営多目的グラウンド(飯田運動公園)にて、飯伊消防技術大会が行なわれました。

6月  
定例会

## 一般会計補正予算等 8議案について審議

6月21日に、6月定例会が開催されました。内容については、次のとおりです。

一般質問

**◆片桐康孝議員** 質問 有害鳥獸捕獲の単価見直しについて

**回答**（村長）ニホンジカによる農林業への被害は大変深刻な状況にある。村ではニホンジカの捕獲を平成18年から開始しており、開始当初は20頭の捕獲実績であったが、年々増加して、平成27年には1年間で377頭捕獲している。9年間で捕獲頭数が約19倍から20倍になつていいのが現状であり、改めてニホンジカの繁殖能力が高いことが

令和2年に18,000円に増額してきた。この捕獲単価については、猟友会と協議して、過去に変更してきたが、くくり罠等の単価増加によって過去に補助金の改定を行ってきたのが現状である。また補助金の単価については、今後も猟友会と協議しながら検討していきたい。

**質問** (2)害獣対策として農業者に対し50%の補助がありますがシカ対策となると2m程のフェンス、又は電気柵が必要な事か。

予算等について審議

分かる。ここ数年でも捕獲頭数は300頭から350頭になってしまっており、これだけとつても増えているということは明らかに増加していると思う。ニホンジカの捕獲については銃器と、くくり罠で行つており、獵期中は銃器によるものが多いが、有害鳥獣駆除を行ふ場合はジビエとしての肉の利用をする面から、根羽村獵友会では、くくり罠による捕獲が主体となつてゐる。シカが乗るくくり罠については、シカが乗る踏板とワイヤーがセットになつておる、シカが乗るとワイヤーが閉まる仕組みとなつてゐるが、このセットが1セツト約8,000円位と聞いてゐる。くくり罠についてはワイヤーの状態によつては数回の使用が可能だが、中には、一回で使えなくなってしまうケースもあると聞いてゐる。またニホンジカについては平成18年から有害鳥獣駆除で一頭あたり当時10,000円の補助金を出していたが、平成21年に15,000円に増額（また

**回答** (村長) 村では、有害鳥獣防護対策事業補助金という単独事業により、電気牧柵、鳥獣ネット、金網、トタン等の設置を行った場合に、補助を行つてゐる。個人で実施された場合は、原材料の2分の1以内で上限が100,000円。3戸以上の共同で実施した場合は、原材料費の3分の2以内、上限が500,000円で、有利に使つていただく仕組みとなつてゐる。また、どの様なものを購入するのか、規格等については特に制限は設けていないので、気軽に相談していただきたい。もう一点、国が規定する場合の方が個人負担も少なくてなる制度になつてゐるので、できるだけ数人で共同設置していただかうと思う。また、共同設置で、是非ご相談をしていただきたい。また、必要であれば補助率の見直しについても、今後検討していく。もう一点、国が補助事業で鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、鳥獣等の侵入防止策のため、全村を柵などで囲う等の事例があるが、その後の草刈り等の維持管理に非常に苦労しているというのが現状であるようだが、内容によつては、こういった大きな事業も採択することも可能ですので、村の方へ相談していただきたい。

**質問** カーボンニュートラルの本村の取り組みについて  
2020年、政府は企業や団体に対し、2050年を目途にCO<sub>2</sub>の排出量を実質ゼロにする政策を打ち出した。村ではそれに先駆け、なごみや役場に薪ボイラーや導入に着手し、燃料から燃料を脱却を計り、注目を集めたのは記憶に新しい。当村の特質である薪燃料は無尽蔵に広がる山々の木材を利用できうつつけの環境があり、DGSにも繋がる良い政策である。

なつてゐる。こういった駆除従事者の負担軽減を図ることも非常に重要であると考えております。現在、信州大学と連携して、罠にGPS機能を付けて捕獲されると、携帯電話に情報が入る、そういういた取り組みをしようとする準備を進めている。これについては、ドコモの電波エリア圏内が可能で、実際は実証実験をしながら、導入をしていければと考えている。また、当村の獣友会では、少しづつ若い会員が増えてきている状況であり、引き続き駆除従事者の確保に向けての取り組みを進めていく必要がある。またもう一点、この捕獲装置に合わせて、耕作地に隣接する森林を里山林として整備を行つて、野生鳥獣が直接耕作地に出にくく環境づくりというものを時間がかかると思うが、取り組みも必要であると考えている。いずれにしても、今後、農林業を進めていく上で、有害鳥獣対策は非常に重要なことなので、これからも様々な面でしっかりと取り組んで参りたいと思いますので、引き続いてのご支援ご協力をお願い申し上げます。

効果ガスの排出をゼロにするという2050年カーボンニュートラル宣言を行なつて、その実現に向け、企業や、地方公共団体、国民に対して脱炭素持続可能な社会の実現に向けた取り組みについて公表がなされたのは記憶に新しいかと思う。このカーボンニュートラルの実現に向けば、排出の削減と、吸収とうものがいる。排出の削減については、議員の言われたように、薪ボイラーやなどの化石燃料から再生可能エネルギーへの移行等が期待されているというのも一つである。また、個人で出来る方法としては、例えば電気使用量の節約や、食品ロスやごみの排出量の削減、食事の時にマイ

ると共に、カーボンニュートラルを目指す条件が揃っている。しかしながら、新年度当初予算是、 $\text{CO}_2$ 削減に対する予算が盛り込まれていなかった。今後も $\text{CO}_2$ 削減に対する村長の考えを伺いたい。

**回答** （村長） カーボンニュートラルについては、二酸化炭素など、地球温暖化に影響を与えるとされる温室効果ガスの排出と、その吸収をそれぞれ相殺して実質ゼロとする取り組みである。2015年のパリ協定で、世界的な平均気温の上昇を1・5度を目標に抑えて、21世紀後半までにカーボンニュートラルを達成しようという、世界的な取り組みが始まつたと理解している。世界でもこういった取り組みがしつかりと進められており、日本でも2020年10月の臨時国会で当時の菅首相が、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から植林や森林管理などによる吸収量を差し引いて、

広報ねほ 2023. 7



箸を使用する、あるいはマイバッタの利用等が削減につながるとして、今、全国でも様々な場面で取り組みがされている。また、当村でのカーボンニュートラルの取り組みとしては、議員が言われるように、役場庁舎となごみで、間伐材利用によつてボイラーの活用をし、森林組合でも木材乾燥器の熱源として現場で発生する木くずを使って木くずボイラーを活用している。また、小さな保育所、なごみ、ネバーランド、学校の屋根を使って太陽光発電、これはおひさましんぱに屋根を貸して行つてゐる。また、小さな取り組みではあるが、村としては、毎年、各家庭での太陽光パネル設置への補助や、家庭用生ごみ処理機の購入補助、古紙回収事業等も予算化して実施してきている。カーボンニュートラルの実現に向けては、先ほど申したように、排出削減と吸収量、これを増やしていくことが必要であると思つてゐる。吸収量の増加については、森林の果たす役割が大きいとされるのはご承知のことかと思う。森林の持つ効果として、大気中の二酸化炭素を吸収し、木の幹や枝などに大量の炭素として蓄えること。また、生産される木材を建築用材等として利用することで、木材中の炭素を固定貯蔵する効果があるとして、今、木造建築が非常に注目されるのも事実である。こうした中で根羽村では、トータル林業による積極的な取り組みを進めできているが、適正な森林整備をする中で、本年度から民有林の整備事業に対して、県の補助事業に加え、嵩上げ補助を実施する等森林環境整備予算の拡充を進めている。また、村営住宅や、

公共建築への積極的な木材活用による炭素の固定への取り組みも行っている。また、昨年から農林水産省の山村活性化交付金事業で取り組みを進めている。このカーボンニュートラルについては、二酸化炭素の排出量と吸収量をゼロとするものであるが、もう一つ同じような取り組みで内容は違うが、カーボンオフセットという考え方もあり、カーボンオフセットについては、二酸化炭素排出削減や吸収量の増加に対しても、カーボンオフセット事業として、取り組んでおり、森林組合では民有林の間伐材などの二酸化炭素の吸収量をJカレジットとしてすでに販売している。その販売量は240t分持つていて、これがほぼ完売状態となつていい。また村では、平成24年から村有林で実施してきた間伐について、今年度からJカレジットとして、矢作川源流地域の持続的社會に向けた取り組みで、内閣総理大臣からSDGs未来都市の認定を受けた。その中でもゼロカーボンの取り組みについても計画をしているところであります。カーボンニュートラルの取り組みについては、今後必要不可欠で、当たり前になつてくる。例えば、新たに公用車EV化を図るとか、個々の住宅屋根を利用

◆三浦寛本議員

した太陽光発電についても、是非検討していく必要がある。いずれにしても、当村の目標を矢作川流域連携によるグリーン社会の実現に向けても必要な取組みであると理解しております、しっかりと取り組んでいきたいと考えているので、ご協力のほどお願い申し上げます。

**回答**（村長）「ご承知のように、  
村内には23区ある。区は行政との連絡のお願いしたり、それぞれの地域活動の原点になる重要な組織であることは皆さんが承知のとおりだと思う。村内の地区の数は戦後に池の平地区が加入して23になつたというような記憶がある。根羽村の人口のピーク時が昭和30年の3,300人弱で、現在は830人程である。人口がピーク時の約4分の1になつており、1人当たりにかかる負担は大きくなつてきているのはご承知のことと思う。また令和5年度では各区の構成世帯のうち9戸以下の地区が6地区、15戸以下の地区が10地区となつておらず、年齢等によつて限られた方で、区長さんを始めとし、それぞれの役をやつていただいているケースがある」と承知している。また、議員が言われたように過去も議会の一質問で地区の再編について質問があつた経過がありますが、その際にも地区再編の意見があることは承知しているが、特に一般質問で地区の再編について質問があつた経過がありますが、その際にも地区再編の意見があつたことは承知しているが、特に地区ごとに財産を持つていてるととか、それぞれの地区での都合もあることから、自主的に検討していくべきだといふようなお答えをした経過がある。また、この考え方については今もまつたく変わりは無いので、そういうふた事があれば是非相談していただき、村としてもできる限りの支援をしたいと思つてゐる。過去にもこういったことがあり、

◆片桐紳一郎議員

**質問** 義務教育学校のPDCAについて  
令和2年4月に義務教育学校が開校し、3年が経つ。令和5年3月の定例会で、片桐康孝議員から「この3年間での成果と今後の新たな取り組みについて」の質問に対し、教育長の答弁があつた。そこで、義務教育学校

のP D C Aに関する観点から村の考え方を伺いたい。  
①義務教育学校の開校は、義務教育学校を設立するという目的ではなく、子どもたちを××にするという目的のための手段の一つであるべきであると考へる。××にするといふ目的にあたる部分の考へはどうなつていたのか。目的にあたる部分について、義務教育学校検討時、どんなものだつたのか。また、3年経過した今現在、その目的は踏襲されているのか、変わつてしまっているのか。

学校の観察、また平成30年には学校でPTAと教育フォーラムを開催。また、少子化に対応した新たな学校検討委員会を設置し検討が開始され、この委員会の中で義務教育学校設置の方針が示され、平成31年に義務教育学校設立準備委員会が立ち上げられ、運営部会・教育課程部会・広報庶務部会で具体的な検討を開始した。また令和元年には、PTA・保育所の保護者・教職員・教育委員会等で岐阜県の白川郷学園の視察を行った。義務教育学校導入にあたっては、9年間の一貫した学びの中で、確かな学力と共に根羽村に誇りと自信を持ち、生きる力を身に付けて自立できる子どもの育成を目指すという目標で進めてきた。令和2年4月に義務教育学校根羽学園が開校し、目指す子ども像に加えて、少人数を生かした丁寧な指導による基礎学力の定着、子どもが主体性を發揮して学ぶ9年間の見通しをもつた学習が実現する。また義務教育学校開校と時期を同じくして、新型コロナウイルス感染症の関係から、様々な行事や取組みが制限される中ではあつたが、同じ時期にICT教育実施のための設備の導入、地域おこし活性化企業人、地域おこし協力隊等による支援の導入によって充実が図れたと理解している。開校から3年が経過し、目標とする学校づくりのそれぞれが努力されて着実に学びの環境が整っていると考えている。当然3年経過していく中で様々な改善していく部分があるだろうし、変化しなければなら

**質問** ②令和5年3月定例会の教育長からの答弁の始めに「一概に一朝一夕に成果が得られるというものではない」ということを前提に答弁があつた。「教育は、一概に一朝一夕に成果が得られるというものではない」という考え方は賛成であるが、「実際に取り組んでみなければ解らなかつた」という答弁はいかがなものかと感じる。子どもにうなづいて、その時、その時期、その学年は、一生に一度しかないものである。どんな計画でもプランの段階で、メリット、デメリットを考えられる限り、様々な面から分析し、実践していくことが、今を過ごしている子どもたちにとって、教育に携わるものとしては大切である。このことについて、教育長の考え方伺いたい。

あたつては考えうる限りの効果課題を予想しておく必要があります。そういう意味でも観察を複数回行い、情報交換、意見集約、検討を行なつて義務教育への舵を切つたと覚えておいる。それら全てを加味して検討委員会で方針を示し、村長に判断を頂いた。今回、図らずも課題が提示されたわけであるが、大切にすることは発生した課題にいかに対処するかということだと考えています。現場のことであるので、先生方はこの課題について適切に対処していただけるものと考えています。教育委員会といたしましても、できることがあれば積極的に取り組むことは言うに及びません。できるだけ情報を密に深く落としていきたいというふうに考えている。課題があると性があるという事だと考えます。今後の根羽学園も更に良くなる学校であると私は願つて信じておりますのでよろしくお願ひ致します。

ついでですが、今回の国教育振興計画には記載がありませんでしたけども、P D C A サイクルというものは本来製品生産に関するサイクルとして使われてきた。プランと結果をチエックしてアクション、検証するというサイクルです。注意点も指摘されてきております。チエックと検証を繰り返すことで、プラン自体が失敗しないように萎縮していく。最終的には何の挑戦もしなくなるという事が危険な点として指摘され、気をつけないと、ただただ収縮するだけのサイクルとなってしまう。こ

U C A 予測困難の時代は風化の時代と言われている。プランの段階では時代にあつた目標でも時間がたてばその時に合わない目標になつてはいることも考えられる。こういったサイクルの特徴から、2018年にO E C DではA A Rサイクルというのが提唱された。アンチスペーリジョン、アクション、リフレクションということで予測し、やつてみると、そして振り返るというサイクルです。「こうしたらよくなる」を予測し、とにかくやってみる、そして振り返り、良ければどんどん進み、駄目なら他のアクションを試してみる、他の行動を起こしてみてみると、どうな発想になるかと思う。他にもO D A正してまた挑戦する、以前より私が口にしている「トライアンドエラー」といたような発想に時代に合わなければ予測を修復する、「ウーダ」サイクル等のサイクルも提唱されている。こういったサイクルは、学園の様子であつたり、そのときの状況、児童生徒の様子を観察をしつかりさせていただき、P D C AあるいはA A Rというものを状況に応じて使い分けていく、あるいは併用できるのであれば併用していく、という研究も必要があるのと考へていています。今後もご指導のほどよろしくお願いします。

れを見た安城の方はどの様に感じていると考えるのか。また、目的の中に「児童・生徒の社会環境への順応性を養うこと」を目的とする」とあるが、成果についてはどうのように捉えているのか伺いたい。

回答（教育長）複式解消等の文言に関して、これを見た安城の方がどのように感じるかという質問については、どのように感じるかはそれぞれ個人によって異なりますのでこれに関する答弁は憶測、想像をよりどころとする発言となってしまうので、どう質問については適切でないと判断会においては適切でないと判断させていただきたい。発言を控えさせていただきたいと思う。何か特定の事例等をご存知であればお教えいただきたい。社会環境の順応性に関する質問については、いわゆるOECD等の教育振興計画にも記載されていて、社会情動的なスキル、非認知スキルという捉えで、根羽の子どもたちだけで友人関係を閉じることなく、安城のお子さんたちと友人関係を築くことで、将来、社会人としての協調性であったり、コミュニケーション能力等を養うというものである。具体的な成果に関しては、一朝一夕で、数字に現れてくるようなものではないので、現在はまだ把握していないという状況です。先ほど申しましたが、非常に重要な認知スキル等と異なり、数値化しがたい、成果を表すことが困難なものです。しかし、当村のみならず、国も県も非常に重要と捉えており、こういった能力をつけていくといふことが非常に重要だと考えていい。今後、求められる能力で、今後更に注視して力を注いで行くべき能力かなと考えているの

**質問** 要綱の目的は、表に出すものではなく、安城の子どもたちにとって大きなメリットがあるというような事を目的にしたら良くなると思うが如何か。

**回答** (教育長) 実際に安城の方々と意見交換する機会もありましたので、いろんなご意見を頂いたことも事実ではありますけども、この一般質問におけるこの一定数、それから複式解消という文言に対して、それをみた安城の皆さんがどう思われるかという質問でありますので、それは私は想像の域を超えることは無いと思つておりますので、重ねになりますけどその件に関する発言は控えさせていただく。誰もがそのような不満を抱いていたというふうに仰っていますけど、全員なのかそうでないのか、そういうところは曖昧になつてくるので、水掛け論になる可能性があるので、その事に関しての答弁は控えますが、前回、非常にいろんなご意見を頂くような機会がありました。ですので、今後はそつゆうことが無いよう細心、最善を考えて安城の親子留学というものを、推進していくかと思いますので、ご理解の程よろしくお願いしたいと思う。

それから、要綱の冒頭部分ですが、これは昨年度改定をしております。要綱の冒頭部分第一条です、目的第一条「この要綱は、根羽村立義務教育学校根羽学園において、親子留学を積極的に推進することで、一定数の児童、生徒を確保し、もつて、児童、生徒の人間関係の固定化を緩和し、社会環境への順応性を養う

**質問** ②「一定数の児童・生徒を確保し」とあるが、一定数とはどの程度の人数を想定しているのか。

**回答** (副村長) 親子留学事業につきましては、令和元年度より実施をした事業でありますので、この事業の背景については先に触れたいと思います。私が当時教育長だった時に始めた事業で、平成28年度の初めての小学校の入学式に参列にしたわけですが、この時の新入生が一人だつたわけでございます。教育長として初めての入学式で新入生が一人というところで非常に危機感を感じたことを覚えている。この年から根羽小学校では複式学級が始まつたわけであります。これをきっかけとして、当時の教育委員会では、村の学校のあり方について検討を始めました。一番課題となつた事は、数年後、中学校の生徒が減少することによる複式学級でした。令和5年、まさしく今年でございますけど、まさしく今年でございますけど、当時的人数で推移していくと、中学校の生徒が全校で6名になるとことが予想されており、複式学級になることによつて教員が3名減となる。ご存知の通り中学校では、教科担任制であるので、正規の職員が減ることで、子どもたちにしつかりとした教育の機会が与えられなくなる恐れがあつた。また、全校生徒が6名ということことで、生徒会活動や文化祭など学校行事等も成り立たなくなつてしまふ事も危惧された。平成の大合併の際、平谷村では中学校を阿智村に委託

するという事になつた。根羽村では村から学校が無くなつてしまふ事は地域の衰退に繋がるという思いの中、どうしても学校は存続すべきではないかといふことが、前提の中で協議が行なわれた。そんな中で、学校の組織の改革、児童生徒の増減について検討が行なわれた。学校の組織改革につきましては、さつきの村長の説明がございましたので、省略いたします。子どもたちの数を増やす方策としまして、教育委員会では親子留学制度について検討がなされました。平成28年から3年間、みどりいっぽい小さな山の学校体験事業と利用して根羽村の学校体験を実施する事業を行なつてきた。その際、根羽村、それから安城市の子どもたちの学校での様子を見ると共に、保護者アンケートをとり、親子留学の可能性について探つてきた。親子留学の実施にあたり、根羽村で生まれた子どもたちが、転校しないものとして児童生徒の予測をしました。平成30年には、小学校が22名、中学校が15名で、全校で37名。令和元年度では35名、令和2年度では31名、令和3年度では29名、令和4年、5年が28名、令和6年、7年は31名ということで、30名前後で推移することが当時予想された。一方で全校の人数については、村の財政等も考える中で、県職員の確保と、子どもの教育の観点から単式学級を確保のできる人数が望ましいということと、当時考へいた。単式学級を確保するには連続学年で9人が必要なわけですが、全校9学年で40人以上となります。そうしますと、根羽村の生徒が、30名に対しまして、

留学生が10名程度必要となるわけですが、実際には学年によって人數のバラつきがありますので、計算上とは違うが、全体の4分の3から3分の2程度が根羽村の子どもであるというのが理想あると、事業を始める当時教育委員会では検討が行われました。ただし、人數は数合わせではなく、根羽村の環境で子どもを育てたいという方々に来ていただきたい、こういう方針の中で、募集や、選考してきた経過である。

**質問** ③令和2年9月定例会で、下井教育長（当時の下井議員）は親子留学、転入児童生徒の増加など、村の取り組みについて成果がなされていると質問の冒頭で述べた。

親子留学は、令和3年度には、5家庭7名が入村してきた。令和4年には新規はないなく、2家庭3名が戻った。令和5年には、2年間居た3家庭4名も戻った。そして、新規に3家庭が入村した。この流れでは、成果が表れているとは言い難い。

また「安城の方に対しても、たくさんお金を使っている」「安城の方は優遇されている」「根羽城にはあまりお金をかけていない」という村民の声をよく耳にする。このような声があるということは、行政と根羽村保護者、安城市保護者とのコミュニケーション不足が招いた結果であると考える。このような状況は子どもたちを教育していくうえでは好ましい事ではない。こういった状況をどのように改善、解決していくこうとしているのか。具体的な解決策を伺いたい。

留学生が10名程度必要となるわけですが、実際には学年によって人數のバラつきがありますので、計算上とは違うが、全体の4分の3から3分の2程度が根羽村の子どもであるというのが理想あると、事業を始める当時教育委員会では検討が行われました。ただし、人數は数合わせではなく、根羽村の環境で子どもを育てたいという方々に来ていただきたい、こういう方針の中で、募集や、選考してきた経過である。

**質問** ③令和2年9月定例会で、下井教育長（当時の下井議員）は親子留学、転入児童生徒の増加など、村の取り組みについて成果がなされていると質問の冒頭で述べた。

親子留学は、令和3年度には、5家庭7名が入村してきた。令和4年には新規はないなく、2家庭3名が戻った。令和5年には、2年間居た3家庭4名も戻った。そして、新規に3家庭が入村した。この流れでは、成果が表れているとは言い難い。

また「安城の方に対しても、たくさんお金を使っている」「安城の方は優遇されている」「根羽城にはあまりお金をかけていない」という村民の声をよく耳にする。このような声があるということは、行政と根羽村保護者、安城市保護者とのコミュニケーション不足が招いた結果であると考える。このような状況は子どもたちを教育していくうえでは好ましい事ではない。こういった状況をどのように改善、解決していくこうとしているのか。具体的な解決策を伺いたい。

村会議員、としてこの場に居たときの質問となります。ご指摘の私の発言は、村会議員としての一般質問冒頭の部分で、これらの取組みへの感想を發言したものになります。次とおりです。「前略 教育の水準向上が期待されています。」というものでした。現在転入生の増加などの成果がみられ、コロナ過においても明るい話題としてうれしく思うところです。」というものでした。現在立場も違い、当時の私の感想に關してこの場で話すのは私個人の発言となりますので、あまり適切ではないと考えるので、この場での発言に關して言及をしませんのでよろしくお願ひします。議員さんのご指摘の件ですが、令和3年、4年と親子留学生が増減していく、なかなか増えないといふことであります。私どもとしましても、人數の増加だけが成果の基準とは捕らえておりません。根羽の児童生徒にあつては、固定化しがちな友人関係の解消、新しい友人からの刺激を受け、人の多様性をしつかり得ること、安城のご家庭、児童生徒の皆さんには、豊かな自然の中での子育て、少人数学級での生活等にお互い多くのことを学ぶことを目的としています。やみくもに人数のみ増やそうと考へているのではないかことを理解いたきたいと思います。また、コミュニケーション不足という指摘に關しては、私たちとしても、自覚をしているところです。今年度は、新に来られた安城市的皆さんとの懇談会を開けた。現状、PTA総会、参観日等での報告会を考えているが、必要性があると思うので、今後検討を重ねていきたいと思う。当然、安城市のご家庭だけでは

**(教育長)** ご指摘の記事は、ファウンドエイジングベース単独のホームページであって、村は関与しておりません。村からの公式の情報ソースではございませんので、民間企業のホームページの内容に関して村が公式ページに答弁するということは、ふさわしくないと判断させていただきますので、答弁は控えさせていただきます。

**質問** 公営塾「げん」について  
令和4年8月4日のファウンディングベースのHPの中の記事に「村営塾ができたのには2つの理由があります。」ということで、次の内容が記載されました。「1つ目は、総合的な学習の時間に注力してもらうため、その他のところを引き受けられる機関が必要だつたことです。少しでも先生方の負担を軽減するように、連携を図ろうとしています」「2つ目は、総合的な学習の時間を体験した生徒の出口を作ることです。」と書かれているが、総合的な学習の時間は、本来、学校職員が職務として考えるべきものである。公営塾開設の趣旨からして、総合的な学習の時間は公営塾が考へるというのではなく、本来の村営塾設立の目的にならぬきものである。また、ファンディングベースの記事にある2点のこととは、村営塾設立の目的であるのか伺いたい。

**回答**（教育長）塾の設立目的は、総合的な学習を担うものではありません。塾は塾として学校外の遊びの場として、学園との連携しつつ、学力向上定着と勉強の仕方、学ぶ楽しさを知ることを目的としています。村営塾の塾長が、総合の時間を担当しているわけではございませんので、ご承知おきください。ご指定いただいた点に関しましては、ファウンディングベースとの認識違いがあるのかもしれませんので情報共有をしつかりしていただきたいと思う。ついでではありますけど、総合学習について述べさせていただきます。総合の学習の時間は本来、学校職員が考えるものということは、ご指摘の通りではあります。しかし、現状職員の大きな負担となつてゐる教科でもあります。俗にいいう転勤族であり、地元住民でない学校教員に地域に出て、地域と学校を繋いで、学習指導要領のいうところの実際に触れたり、実際に行なつたりするなどの直接体験の学びを構築するといふのは非常に難しく、県で紹介する他地域の先進事例をみても、専属のコーディネーターを配置して予算措置をして雇用しているという自治体がほとんどです。当村においても、ご指摘のとおりフランディングベースに人材発掘をお願いし、地域おこし協力隊員として雇用し、ＩＣＴ支援と、総合的の時間のコーディネーターを勤めていたいのですが、非常に積極的に活動していただいている。國の中教審においても、「自

前主義からの脱却等の多様な扱い手との連携協同を推進すべき」と明記されています。また、第4次長野県教育振興計画においても、「多様な学びの場、機会の充実や民間との連携による個別最適化」というふうに示されている。これらの時代には民間との連携が非常に教育の面において大事だということが示されている。今度ともご支援のほどよろしくお願ひしたいと思います。

**◆片桐清博議員質問** 若者定住対策事業補助制度について

過疎化、高齢化の緩和、人口増を図り活力ある村づくりに寄与する事を目的に、平成23年4月に制定された若者等定住対策事業補助制度については、補助内容の見直しも行う中で、一定の成果を挙げてきたものと思います。

一方で、日本全体における人口減少時代の到来、コロナ禍による生活スタイルの変化等、時代の流れもこれまでと変化する中で、この若者等定住対策事業補助についても再考の余地があると思い、特に次の点について一括で結構なので村長に伺いたい。

①人生100年時代を迎える高年での移住はもちろん、定年後のUターン等も考えられると思うが、この補助事業の名称を若者等定住対策ではなく、根羽村定住対策とする方が適切だと思うが如何か。

②若者の定住を目指すとして、移住、結婚については40歳以下、住宅取得、新增改築、商店等後継者支援等については50歳以下としているが、特に

③ 住宅取得、新增改築、商店等後継者支援については、補助金学が対象事業費の10%、上限100万円となつてゐるが、根羽村における定住の促進、商店等への支援の拡充等を目的に、例えば補助金額を対象事業費の30%、上限300万円に引き上げるべきと思うが如何か。

④ 今年から村でも本格的に空家対策への取り組みを始めたが、住宅取得、改築に対する補助を引き上げることが、空家解消を図ることにも繋がると思ふが如何か。

回答（村長） まず一点目の補助事業の名称を若者定住対策ではなく、定住対策にする考えはいかがかというご質問についてあります。この若者定住支援事業の補助金については、活動力ある村づくりに資する若者が、安心をもつて生活が続けられるよう支援する補助制度といふことで、設立された経緯がござります。この事業が平成12年に時限つきの補助事業としてスタートして、必要に応じて改正をおこなつて現在にいたつてゐる。平成12年からのこの制度の主な改正点に少し触れておくと、まず出産祝い金の額では平成20年と23年にそれぞれ第一子7万から10万に、第二子を10万から20万円に、第三子が30万から50万に、第四子が100万円、第五子以降が50万円加算による引き上げ、変更を行なつた。まことに、住宅の新築、取

広報ねば 2023. 7 6

得等住宅関係補助を制度化した。また平成27年には商店等の後継者支援という形で、商店の後継者の皆さんの支援政策を創設し、現在に至っている。またそれぞれの補助金の対象年齢は、若者定住の祝い金の就業祝い金、結婚祝い金については16歳以上40歳未満、また出産祝い金についてはとくに年齢要件はありません。住宅の新造改築の補助金、あるいは住宅の取得費補助金、用地の取得費補助金については、18歳以上50歳以下、また仕事を起こす起業の補助金については16歳以上50歳未満、商店等後継者支援金については50歳以下で経営者になられる方、という基準を設けている。この補助金交付要綱の考え方としては、村に住もうとする若者を支援しようとする趣旨で創設をされてきたもので、この若者の定義をどう位置づけるかについては、色々と難しい問題があると思うが、当面は限られた予算の中で実施していく中で、定住対策を前面にだすのも財源の問題等も生じてくるのではないかと考えている。したがって、補助金の名称についても非常に重要な部分ではあると理解することであるが、内容の充実を必要に応じてしっかりと検討していくたらと思う。

また2番目の年齢の引き上げ等について必要ではないかとう考えについて、今申し上げたとおり、この補助金の趣旨ですか、ある程度限られた予算の範囲内ということですぐに引き上げていくのは非常に難しい問題もあると思う。いずれにしても、引き上げというのは非常に大事な部分だと思うので、財政状況を見ながら検討をしていく

援ができるような方向で考えたい。

4番目の住宅取得、改築に対する補助を引き上げるが、空き家の解消にも繋がるのではないかというご質問について、先ほど挨拶の中でも触れさせていたが、だきましたけど、この4月から地域おこし協力隊と民間企業の連携で、空家対策事業に本格的に取組みを始めたところである。この事業については、まず空家所有者の意向把握を最重要課題として取組みを進めるが、この取組みがうまく動き出してくると、今度は空家の活用へと是非結びつけていきたいと考えている。また、今の村で持つてある現行の補助事業では、対象者が空家を購入する場合には、

条例

◆根羽村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

きたいと考えており、この制度も隨時見直しをしてきておりますので、また必要に応じて、必要事項あるいは必要な金額を見直していくかと思いますので、忌憚の無いご意見を頂戴しながら、一緒になつて考えてまいりたいと存りますので、どうぞよろしくお願い致します。

るべきだと考へてゐるので、これについては早急に何らかの対策、制度を作りたいと思つてゐる。また是非ご理解ご支援を申し上げたいと思ひます。いずれにしても、こういった住宅の問題については、この地域に住み続けるため必要不可欠なことでありますので、重要な課題であることを

この補助事業を利用することができるが、借家の場合は改築等の補助制度が無いのが現状で、これは今、我々としても非常に課題であると理解しており、現在でも若者が空家を借りて住んでいるというケースもあります。

報告事項

◇異動（7月1日付）

人事異動

前田千穂（住民課）  
住民課長 鈴木伸弥（振興課）

小澤寛樹さんの任命につき同意がされました。

正予算（第1号）

補正予算

その他

請願  
陳情

## 「さきなる少人数学総推進と 教育予算措置」・「義務教育費

## を求める請願書

◆「へき地教育振興法に鑑み、

並みの水準に戻す」と「を長

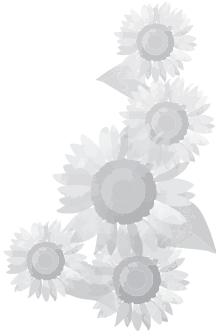
——採挾——

人事異動

△異動（7月1日付）

前田千穂（住民課）

鈴木伸弥（振興課）



新しい  
車両区分

# 特定小型原動機付 自転車ってなに？

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

## Q1 特定小型原動機付自転車とは？



最高速度 **20km/h以下** 定格出力 **0.6kW以下**

車体の大きさ 長さ**1.9m** 以下 / 幅**0.6m** 以下

※要件を満たさないものは、車両形状等にかかわらず令和5年7月1日以降も引き続き、**など**  
その車両区分（一般原動機付自転車又は自動車）に応じた法令の規定が適用されます。

## Q2 誰が乗れるの？

16歳以上であれば、免許証が無くても乗ることが可能です。

## Q3 どこを走れるの？

- ・車道を通行しなければなりません。
- ・自転車道も通行することができます。

## Q4 利用するにはどうすれば？

公道を走行するに当たっては、

- ①車両が道路運送車両の保安基準に適合し、
- ②ナンバープレートを取り付け、
- ③自賠責保険（共済）に加入しなければなりません。



### ①ナンバープレートが必要です！

- ・所有者は、市区町村へ軽自動車税の申告をし、ナンバープレートを取り付けてください。
- ・手続の詳細については、申告先の市区町村にお尋ねください。



通常の原付  
よりも小型化！

### ②自賠責保険（共済）への加入が義務付けられています！

- ・所有者は、加入時に配布されるステッカーをナンバープレートに貼り付けてください。
- ・運行の際は加入時に配布される証明書を携行してください。



自賠責保険（共済）

【自賠責保険（共済）の詳細はこちら】  
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/index.html>

交通ルールの  
詳細はこちら

[警察庁 ウェブサイト 特設ページ]

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>



警察庁  
National Police Agency



金融庁  
Financial Services Agency



総務省



経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry



国土交通省



# 飯伊消防技術大会が行われました

7月2日(日)県営多目的グラウンド(飯田運動公園)で飯伊消防技術大会が4年ぶりに開催されました。当村からは第一分団(小型ポンプ操法の部)が出場しました。第一分団は大会に向け5月から長期間にわたり練習を行い、大会では練習の成果を十分に発揮できました。

第一分団の皆さん大変お疲れさまでした。

## 選手名簿

主 将: 佐々木 邦 敏	指揮者: 片 桐 匠 朗	1番員: 岩 久 航 大	補欠: 遠 藤 栄 一	補助員: 原 田 秀 幸
2番員: 坂 卷 光	3番員: 幸 山 明 良			



## 地域おこし協力隊の紹介

地域おこし協力隊の金邊です。早いもので移住して4年目を迎えております。とうとう野菜を植えてみました。成長が毎日楽しみです。

さて、今年も例年のように行事撮影やCATV番組の更新などの業務を行いつつ、より村民の方々個々人の素晴らしい活動が表に見えるような情報発信を企んでおります。

また山村活性化事業の一環として、間伐材により生成される木糸を使った商品「KINOF」(木の布)のブランディングにも関わらせていただいている。多くの関係生産者さんたちの想いを汲み取った発信ができるよう努めてまいります。

また今年度からはコロナの規制が緩和されるとのことですので、お盆ややまあいフェスティバルなど、移住して以来通常開催されずにいた行事に参加できることを心待ちにしています。



上町の石原美穂子さん  
にかわり、今年7月1日  
より上町の佐藤嘉典さん  
が人権擁護委員に委嘱さ  
れました。任期は3年間です。

## 新人権擁護委員に 佐藤嘉典さん

7月1日付けで、新たに小澤寛樹氏(万場瀬)が教育委員に任命されました。

構成の変更に伴い、新たに石原久明氏(中野)が教育長職務代理者に選出されました。

教育委員会に任命された。

教育長職務代理者に選出されました。

教育委員について



石原久明さん 小澤寛樹さん

人権擁護委員は法務大臣より委嘱され、国民の基本的人権である生命、自由及び幸福追求などの権利が侵害されることのないよう監視し、人権侵犯事件があつた場合にその救済のために相談や調査などをています。お気軽にご相談ください。

みんなの人権110番

0570-1003-110(全国共通)

・こどもの人権110番

0120-1007-110(全国共通)

・女性の人権ホットライン

0570-1070-810(全国共通)



# ごみの分別収集・ごみの減量化について

ごみ処理施設である中田クリーンセンターでは、昨年度から焼却炉の老朽化により焼却作業ができず、他の施設へ焼却ゴミを運搬して処理している状況です。

焼却ごみの運搬費用は、減量により削減できます。リサイクルの推進と合わせて住民皆様のご協力を  
お願ひいたします。



## ごみの出し方

- ごみは、「ごみ・資源 分別ガイドブック」を参考に分別を行い、**決められた袋**で出してください。
- 袋には**必ず名前**を書いてください。
- 収集日前にゴミを出すと悪臭の発生や、猫やカラスによりごみが散らかり、その地区では片付けや分別のやり直しをして大変迷惑が掛かります。収集日の朝8時30分までに、地区の収集場所に出してください。

(注) 収集日以外には出さないでください。

## 家庭でできるごみの減量方法例

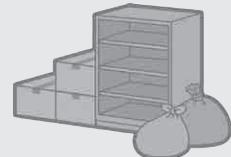
- 分別方法を守り、リサイクルできるものはリサイクルに出しましょう。
- 古紙回収等を利用し、ごみを減らしましょう。
- 贈答品などの過剰包装や買い物の際のレジ袋はできるだけ避けましょう。
- 生ごみは水気をよく切ってから出しましょう。
- 詰め替え製品を利用しましょう。
- 家庭用生ごみ処理機の利用（購入補助制度あり）。

## 古紙などの再資源ごみの収集について

- 新聞、雑誌、ダンボール、古着の収集を年6回（偶数月）に実施予定しています。
- 具体的な日時は、広報無線、ケーブルテレビでお知らせします。
- 収集場所は農協裏倉庫です。

## 粗大ごみ収集について【3月と8月に実施予定】

- 8月の粗大ごみ収集日は5日（土）です。  
時間 朝9時から11時まで  
場所 トレーニングセンター



# 外で猫を飼っている方へお願い

最近、「猫が倉庫に子猫を産んだ。困っている」「誰かがエサをやっていて、野良猫が増えている」「糞尿などで困っている」などの相談が寄せられています。首輪をしない外飼いの猫もあり、野良猫だけの問題ではありません。飼い猫のトラブルは飼い主の責任です。外で猫を飼っている場合は、近隣に迷惑をかけないように次のことに気をつけましょう。

### ①置きエサを外に置くのはやめましょう

置きエサを外に置くと野良猫を集めてしまいます。時間を決め、必要な量だけ与え、食べ終わったらすぐに片づけましょう。エサの管理が悪いと野良猫が集まってしまい、結果として野良猫たちにもエサをやっていることになってしまいます。

エサをあげた途端に、その猫にとってあなたが飼い主です。エサを与えるのであれば、責任ある適切な管理をお願いします。

### ②猫のトイレを用意しましょう

雨の当たらない場所に乾いたサラサラの砂を箱に入れるなど、猫にとって快適なトイレを整えると、近隣の庭や畠で糞をしないようになります。もし迷惑をかけてしまったら責任をもって猫の糞は回収しましょう。

### ③繁殖制限手術を受けさせましょう

猫は繁殖力がとても強いため、本能のまま自由に交配がすすむと「ネズミ算式」に増えています。オスだから手術しないという方がいますが、猫が外にいる以上、繁殖の可能性があり、もしかしたら近隣で猫を増やしてしまっているかもしれません。

増えてしまう前に、自分の責任で必ず繁殖制限手術を受けさせましょう。

長野県や動物愛護会でも猫の不妊去勢手術の補助交付がはじまりました。

ご利用したい場合は、住民課までご相談ください。

### 猫の室内飼育のすすめ

#### 猫を室内飼いする メリット

- 交通事故にあわない
- 感染症にかかる危険が少ない
- ご近所の庭などの猫の糞尿やイタズラによるトラブルが起こらない
- 虐待などの被害にあうことがない
- 迷子にならない
- 室内飼いをすることにより、結果的に長く生きられます。
- 人も猫も楽しく暮らしていくために、室内飼育をおすすめします。





# 介護保険について

介護を必要とする方の費用を給付し、適切なサービスを受けられるようにサポートする保険制度です。ご不明な点は役場住民課へお問い合わせください。

## 介護保険の対象者について

根羽村に住所のある40歳以上の方が根羽村の介護保険に加入することになります。介護保険に加入している方は、介護保険料を納めていただいております。

## 介護保険料

### ◎ 40歳～64歳の方（第2号被保険者）

会社などに勤めている方（会社等の健康保険加入者）は、健康保険料とあわせて毎月の給料から天引きされています。国民健康保険に加入されている方は、国民健康保険税に介護保険料が含まれて徴収されています。

### ◎ 65歳以上の方（第1号被保険者）

65歳の誕生日を迎えた方は、誕生日の翌月から村へ直接納付するようになります。現金支払・口座振替（普通徴収）または、年金からの天引き（特別徴収）で徴収されています。

ただし、4月～6月に65歳の誕生日を迎える方は、6月に所得段階が確定し、毎月の保険料が計算され、7月から納付開始となります。

村が徴収する介護保険料には、仮算定と本算定があります。仮算定期間は前年並みの所得であると仮定して保険料を計算し徴収します。6月頃住民税が確定した段階で本算定を行い、実際の所得で保険料を計算し、6月までの徴収分を考慮して徴収します。

### ◎例 11/11誕生日で65歳を迎えたとき

11月から保険料発生（普通徴収）。

年額  $\div 12 \times 5$  が月分がこの年の保険料。翌月から徴収開始のため、保険料  $\div 4$  = ひと月分の保険料で、端数は初月に徴収されます。

#### ★上記の方が9段階の場合★

$$112,200 \div 12 \times 5 = 46,750$$

$46,750 \div 4 = 11,687.5$  11,600円が月額となるため  
12月に350円を足して11,950円徴収

毎年7月に、『納入通知書兼決定通知書』もしくは、『特別徴収開始通知書』を郵送いたします。通知書には、普通徴収なのか特別徴収なのか、自分が所得何段階なのか等、介護保険料のことが記載されておりで、よくご確認ください。

## 事業対象者、要支援・要介護認定について

介護サービス（通所介護・訪問介護等）を利用したい方は、要支援・要介護の認定を受ける必要があります。新規申請、更新申請、区分変更申請があります。

まず、村に申請をしていただき、村の認定調査員が調査をおこない、村から主治医の先生に意見書の依頼をして、南信州広域連合において審査します。審査結果によって、要支援・要介護度が決定します。事業対象者は、総合事業の対象となる方です。

## ◎事業対象者

基本的には自立している方で、基本チェックリスト（25個の質問）に回答し該当した方が、要支援・要介護状態となることを予防するため、総合事業を利用できます。

## ◎要支援認定

要支援1～2があります。日常生活は自分で行うことができるが、多少の支援が必要な状態の方で、介護予防サービスを利用できます。訪問・通所サービスや福祉用具のレンタル等があります。利用できないサービスもあります。

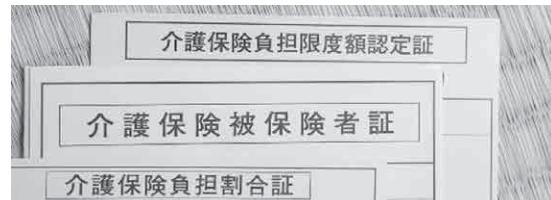
## ◎要介護認定

要介護1～5があります。要介護5が一番重い介護状態です。日常生活全般において誰かの介護が必要な状態の方で、介護サービスを利用できます。

介護度によって利用できるサービスが違いますが、訪問・通所サービスや福祉用具レンタル等があります。また、施設入所サービスは要介護認定を受けている方が利用できます。施設によっては、介護度で入所できない場合があります。

## 介護保険被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証について

介護保険には3種類の証明書があります。



### ◎介護保険被保険者証

65歳以上の方へは全員に介護保険証が配られます。今年度8月頃、該当の方に郵送いたします。（現在要支援・要介護認定を受けている方には郵送いたしません。）

もし、古い介護保険証をお持ちの場合は、裁断する等個人情報が見えないように廃棄をお願いいたします。役場に持ってきていただいている場合です。

65歳以上の方の被保険者証は、被保険者の情報が記載された保険証です。また、要支援・要介護認定を受けている方は、要介護状態区分等、被保険者の情報及び介護認定の状況が記載された保険証が配られます。

被保険者であるという公的な証明となるため、運転免許証など顔写真つき書類をお持ちでない方は、介護保険被保険者証ともう1つ公的な書類があれば、本人確認書類として利用することができます。

### ◎介護保険負担割合証（毎年更新）

事業対象者、要支援・要介護認定を受けた方がサービスを利用した際の利用者負担割合を決めるために、村から交付されるもので、前年の所得により決定し、7月中に更新・発送いたします。

所得によって、1割・2割・3割が記載されており、サービスを受けるときはサービス事業者に提示することで、利用者の費用が決まります。

### ◎介護保険限度額認定証（毎年更新）

本制度は、所得が低い方がショートステイを利用する際や、以下の施設へ入所・入院する際の食事、居住費を軽減する制度です。軽減を受けるためには、利用施設に「介護保険負担限度額認定証」を提示する必要があります。

①特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホーム（特養・地域密着特養）

②老人保健施設（老健）

③介護療養型医療施設（療養病床）

④介護医療院

（グループホーム、有料老人ホーム等は、対象となりません。）

また、下記のとおり要件があります。

①本人及び同一世帯全員が住民税非課税であること

②本人の配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税であること

③預貯金等の金額が基準額以下（※下表参照）であること

なお、対象となる方でも申請がない場合、認定証は交付されませんのでご注意ください。

前年度に預貯金等金額が基準額以上で非該当となってしまった方も、翌年度は該当となる可能性がありますので、一度役場にご相談ください。





## 国民健康保険加入者様へのお知らせ

### 今年度の国民健康保険税の税率

令和5年5月15日に開催された国民健康保険運営協議会において、今年度の国民健康保険保税について協議がされました。県の示す標準税率に少しずつ近づけるために税率を引き上げする答申がされ、6月議会で条例改正されました。

今年度の国保税率等は表のとおりです。

#### 令和4年度 国民健康保険税率表（前年度）

内訳	所得割	均等割	平等割
医療費分	3.00%	13,500円	12,500円
後期高齢者支援金分	1.30%	6,000円	6,000円
介護納付金分	1.30%	7,500円	6,000円



#### 令和5年度 国民健康保険税率表（今年度）

内訳	所得割	均等割	平等割
医療費分	3.20%	13,800円	12,800円
後期高齢者支援金分	1.50%	6,000円	6,000円
介護納付金分	1.50%	7,500円	6,000円

なお、国民健康保険税について県が試算することになったため、令和9年度を目処に県統一を目指したいとされています。根羽村の国保税率は、県内でも国保税は安く試算されています。今後は、県統一へと移行していくため、段階的に税率を上げざるを得ない状況となりますので、ご承知置きください。

### 国民健康保険証の更新について

保険証の更新は8月1日です。

国民健康保険加入者の方で保険証の更新をしていない方は、お早めに役場住民課で交換してください。

なお、国民健康保険の加入義務者は世帯主とされています。世帯主の方におかれましては、保険に加入していない世帯員がいかが確認いただき、保険に加入していない方につきましては、役場で国民健康保険の加入手続きをしてくださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点等ありましたら、役場住民課へお問い合わせください。



### 社会を明るくする運動月間

法務省が主唱している「社会を明るくする運動」が全国で展開されました。この運動は7月を強化月間として、犯罪や非行を防止し、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支える地域づくりと明るい社会を築いていくための運動です。

根羽村では、6月26日にこの推進会議を開催し、保護司、更生保護女性会、人権擁護委員、根羽学園、PTA等々関係者が集まり、今後の啓発活動や推進事業等についての意見交換を行いました。

また、7月3日には、保護司、更生保護女性会の皆さんと、根羽学園、農協前、役場前であいさつ運動を行いました。



内閣総理大臣メッセージを村長に伝達する片桐俊夫保護司



根羽学園でのあいさつ運動





## 全国一斉『子どもの人権相談』強化週間について

法務局では、いじめや家庭内における虐待等に悩む子どもたちの声を聴くため、専用相談電話「子どもの人権110番」、インターネット人権相談受付窓口「子どもの人権SOS-eメール」及びSNS（LINE）による人権相談を開設して、子どもをめぐる人権相談に応じています。このうち、「子どもの人権110番」及びSNS（LINE）による人権相談について、"あなたの悩みを聞かせてね"をキャッチコピーとして、2学期が始まって間もない子どもたちの悩みをより多く受け止めるために、8月23日（水）から8月29日（火）までの7日間は、平日の受付時間を延長するとともに、土日も相談に応じる「全国一斉『子どもの人権110番』強化週間」を実施します。

### 「子どもの人権 110 番」 0120 - 007 - 110

#### 「SNS(LINE)による人権相談」

以下の検索 ID・二次元コード等から公式アカウント「SNS 人権相談」を友だち追加の上、ご相談ください。

なお、相談内容を入力する前に「ご相談はこちら」をタップしてください。

アカウント名：「SNS 人権相談」 検索 ID:@snsjinkensoudan



友だち追加は  
こちらから！

8月23日(水)～8月25日(金) 8月28日(月)・8月29日(火) 8:30～19:00  
8月26日(土)・27日(日) 10:00～17:00  
※上記以外は、平日 8:30～17:15



## 第71回結婚記念植樹祭・令和5年度根羽村植樹祭

第71回結婚記念植樹祭・令和5年度根羽村植樹祭が、5月13日にネバーランド周辺で令和元年度以来4年ぶりに村外の招待者も招いて開催されました。今年度は新婚者の該当はありませんでしたが、銀婚者1組、金婚者1組にご参加いただき、村内参加者とともにネバーランドの向かいの斜面に200本のヤマツツジを植栽しました。

あいにくの天気でしたが、ご参加いただいた皆様ご協力ありがとうございました。



午前中というお忙しい時間帯ではありますましたが、ご参加いただきました。本当にありがとうございました。

花木の会ボランティア作業ありがとうございました。毎年恒例となっています根羽村に花木を育てる会のボランティア作業が6月24日(土)に行われました。当日は晴天で暑い中でしたが、各団体の関係者や一般村民の方など多くのみなさんにお手伝いいただきました。山村広場周辺をはじめ、榎地区、小川地区に分かれ、それぞれ下草刈りや定植作業などの作業をしていただきました。



**サマージャンボ**

**7 億円**

1等前後賞合わせて7億円  
1等5億円・前後賞各1億円

**サマージャンボ ミニ**

**3 千万円**

1等前後賞合わせて3,000万円  
1等2,000万円・前後賞各500万円

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

発売期間／7月4日(火)～8月4日(金)  
抽せん日／8月18日(金)

券1枚 300円

2023年市町村振興宝くじ  
一般財団法人 全国市町村振興協会

PCやスマホでネット購入!  
[宝くじ公式サイト](https://www.takarakuji-official.jp/)

QRコード

7月4日(火)同時発売

# 農作業中の熱中症に注意!!

農作業中、自覚症状がないうちに熱中症にかかっている場合があり、県内でも過去3年間で4名の方が亡くなっています。

作業日には「暑さ指数」を確認するほか、熱中症警戒アラートが発表されている日は特に注意しましょう。

## 農作業中の熱中症対策のポイント

蒸し暑い時間帯を外して作業しましょう！

こまめな休憩・水分補給をしましょう！

ひとりでの作業はできるだけ避けましょう！

暑さを避ける工夫をしましょう！



## 熱中症の代表的な症状と応急処置

体調不良の症状があれば、すぐに作業の中止を!

- ・めまい・立ちくらみ
- ・汗が止まらない
- ・こむら返りが起こる（筋肉が痛い）
- ・手や足がしびれる
- など



- ・涼しい環境へ避難しましょう。
- ・服をゆるめて風通しをよくしましょう。
- ・水をかけたり、扇いだりして体を冷やしましょう。
- ・水分・塩分を補給しましょう。



お住まいの暑さ指数は  
こちらから！



熱中症警戒アラートはMAFFアプリでも確認できます!

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/maff-app.html>



iOS

Android

【お問い合わせ先】長野県農政部農村振興課 TEL:026-235-7242（直通）

長野県

協力：（一財）日本農村医学研究所

# My Forest ~マイフォレスト 私と森と~

生きるパワーが  
この樹には宿っているんだと思う

第1回

根羽村長  
大久保 憲一

My Forest ~マイフォレスト 私と森と~は、エリア連携プロジェクト「南信州フォレストパーク」のキーワードである“森”的魅力と原風景を、そこに暮らす人が語る根羽・阿智・平谷3村広報での同時進行インタビューコラム。

根羽村の第1回は、大久保憲一村長がマイフォレストを語ります。

## 炭焼き小屋とカナドチと

小学生ぐらいの夏休みといえば、牛を飼っていたから草刈りに付いて行っておやつを食べたり、山へしいたけを切りに行ったりしました。おじいさんたちが炭焼きに行くときにも付いて行って、一緒にお弁当を食べたなあ。泊まれるほど大きな炭焼き小屋じゃなかったけど、とてもおもしろい体験でした。

川ではカナドチとこの辺りで呼んでいた魚がたくさんいたので、小さい頃は網ですくったり、段々慣れてくると今度はモリでアマゴを突いてみたり、もうちょっと大きくなうるとガリ（素潜りで魚を針に引っ掛ける漁）で鮎を捕ったりしたことを覚えています。今もいろんな遊びができるから、根羽の川はほんとにおもしろいと思いますよ。

## 森や歴史の中に確かな足跡が残っているのが、 田舎のいいところなんじゃないかな

小学生の高学年の頃だったと思うけれど、池ノ平の亀甲岩の辺りだったかなあ。学校行事の植林で、杉や檜の苗木を背負って、みんなで村有林に1日中苗木を植えたこともあります。当時は植林が盛んに行われていた時代だったし、生徒の数も多かったからね。自分たちは1学年70人ぐらい。6学年で400人以上当時はおったんだよね。

自分が植えた苗木は、ちょうど50年ほどたっているから、そろそろ伐れる時期になってきているんじゃないかなと思う。自分で苗木を植えたとか、森や歴史の中に確かな足跡が残っているのが、田舎のいいところなんじゃないかな。

## 年を重ねると、この杉の持つ 不思議な力を感じる

自分として欠かせない風景は、やはり月瀬の大杉です。根羽村に生まれた人、暮らす人にとって月瀬の大杉は絶対的な存在としてインプットされていて、あってあたりまえの存在なんです。けれどいつまでたっても成長は眼に見えない。相手は樹齢1800年以上だからね。けれど、自分が年を重ねると、あらためてこの杉の持つ迫力だとか魅力、不思議な力を感じるね。生きるパワーがこの樹には宿っているんだと思います。

いつ来ても迫力はあるけれど、暗い月明かりの下で、大杉の下から眺める空も、なんとも神秘的なんですよ。



大杉をバックに根羽峡大橋にて

インタビュー・文：佐々木 公美子



# 杉っ子 だより



## 根羽学園 運動会

5月27日に、根羽学園の校庭で運動会が行われました。晴天に恵まれ、子ども達は日ごろの練習の成果を存分に発揮しました。

1年生から9年生までが赤組と白組に分かれて、競技の開始前に、同じ組の仲間との団結を強めるとともに、相手の組の健闘も祈る応援合戦を行い、お互い楽しみながら競い合いました。

根羽学園の運動会は、6年生が応援団長を務め、前期課程の児童が中心となった運動会となっています。

途中には、来入児が参加する競技もあり、少し上の1年生のお兄さんお姉さんに連れられて嬉しそうに風車を拾っていました。

1年生から9年生まで全員でバトンをつなぐ、運動会の目玉競技の全校リレーでは、赤組、白組ともに譲らず、大接戦となり、1年生から9年生までの一体感が感じられるよい運動会となりました。

## 地域に支えられる根羽学園

根羽学園の体育館には、一輪車が約20台あります。そのうちの9台のタイヤがパンクしていました。本来、自転車屋などの業者に修理を依頼するのですが、今回は、以前から学校の備品の修繕をお願いしている前田繁男さん（大畑在住）が、ご厚意で修理をしてくださいました。タイヤのチューブを変えて、塗装まで仕上げてくださり、9台の一輪車は新品のように元通りになりました。

「また何かあったらいつでも声をかけてね。こういうことが好きだから。」と笑う前田さん。今日も、一輪車で遊ぶ子どもたちの声が体育館に響いています。

根羽学園の子どもたちの活動は、こういった村の方々の支えがあってこそ成り立っています。

今後も、学校を支えてくださっている地域の方々をご紹介したいと思います。

